

時事新報

第千二百三十三號
明治十九年三月廿六日 金曜日
舊丙戌二月廿一日
西曆一千八百八十六年
三月廿六日
二月廿一日

時事新報定價	
一月	一元二角
三月	三元五角
半年	六元五角
一年	十二元
零售每份五分	
本報廣告刊例	
第一版	每行一日一元
第二版	每行一日八角
第三版	每行一日六角
第四版	每行一日四角
第五版	每行一日三角
第六版	每行一日二角
第七版	每行一日一角
第八版	每行一日五分
第九版	每行一日五分
第十版	每行一日五分
第十一版	每行一日五分
第十二版	每行一日五分
第十三版	每行一日五分
第十四版	每行一日五分
第十五版	每行一日五分
第十六版	每行一日五分
第十七版	每行一日五分
第十八版	每行一日五分
第十九版	每行一日五分
第二十版	每行一日五分

時事新報

日本國の鐵道事業

世界中に日本を鐵道工事の進歩する國は無ければ日本は日本の一國に取りて別に工事不進歩の理由あると云ふも非を過する所之日本人が怠慢の罪あり故も鐵道急がせて文明の進歩を言ふらん欲せば一年と期して東山東海山陽西海の四道に二千里足らずの線路を敷く無造作の路なり西洋諸國に行ける鐵道建築分業の法を利用して大に爲ると云ふれば工事の進歩も至難ならず又鐵道資金の如きも内外にこれと尋るの道容易にして取別け今日の西洋諸國の軌道も東洋の鐵道事業に材料と供し又資本を放さんと希望し居るの時に際して外國債にして五千萬圓の資金は立所に辨定るを得べしとの次第は前篇に於て陳述したる所なれば我輩はこれより進歩諸君と與ふ然らば日本の鐵道ハ西洋諸國の中、軌道の規模体裁も則るべきやと聊かこれ利害得失を究めんと欲する者なり

西洋諸國の鐵道と雖も國に由りて各々その體裁を異にするを以て獨逸は獨逸風の鐵道あり佛朗西には佛朗西風の鐵道ありと雖も大体、鐵道の事業の進歩して能く整頓せるは英米の二邦若くも北米と云ふ故に日本に於て大に鐵道の工事を起さんとならざるの體裁を英米二邦の軌道に仰ぐべきは勿論の事に於て既に今日までの工事に就て之を見るも東京横濱間と始めとし神戸西京線路或は日本鐵道會社の東京高崎及び宇都宮間線路の如き悉皆英吉利の體裁に倣せしものなり又北海道小樽管内間、五十六英里の鐵道は米國人の手に成りしものにて即ち米國の體裁を學びたる工事なり、抑も西洋人の鐵道は英國に發生して米國に成長せし者なりとの言はるる事實、鐵道の起原は千八百二十五年英國マンニヌスマ、リヴァプール間の鐵道を第一號とし夫れより引續いて英國にて種々鐵道の敷設を経て今日の如く鐵道なる者とはありしものと此鐵道が改良を受け進歩を爲し且つ著しき足取を爲したるは正しく英國なる今更に其進歩を要せざるあり其進歩之特に堪ざるも及ばず唯十九世紀の世界中、平均一年間の比較にして鐵道工事の進歩の速

鐵道の要は少く金と費多く其益を享くるのみ

き、之を國の人口に比較して其線路の長さ、之を國の面積の徒大よみて未開不毛の地の多しを比較して地積鐵道の割合の左程他の邦國より劣らざる、その建築費用の甚だ廉おして旅行者に便利に甚だ多き、會社組織法の整頓して業務管理の頗る巧みなるの孰れも米國に若くものなく又米國ほど鐵道會社比多き國はなき營業利益の鐵道にして然かも割賦割合の亦甚だ宜しと等我輩局外者より見ても大に感服に堪へざる所なるなり即ち鐵道は英に生れて米を長せりとの言真に人を欺むかざるなり

日本の鐵道は英を學ぶべきや將た米を倣ふべかとの疑問と決するに付き差當り熟考を要するは建築費と旅客便益との關係を勿論、鐵道を築く如く使用して工事を起せば完全至極の事も出来し英にも米にも無き鐵道を見ると容易易可し今の英國鐵道必ずしも完全ならず米國の鐵道も亦然り然りと雖も金に世界に立ちながら湯水同然に金を遣ひて以て無缺の鐵道出来たりとて人に誇るに足らず只一方は成る丈少くは錢を遣ひて他の一方は成る丈多く世の便益を爲すは其の經濟法にして日本國鐵道工事とても亦諒んで此法をば守るべきなり況んや日本の如き貧國に於て鐵道を布らんより先づ第一に勘定をべきは其費用の一點にして旅客の便利と云ふ考へは之を第二位に置かざるを得ざるに若し爰に金は廉く、便益は多く一舉兩益とも云ふべき鐵道ならば如何なる情實ありと斷然その情實を打捨て進んで此兩益の鐵道を採用すと正しく智者の事業たるなり我輩は敢て英の鐵道を排せず又敢て米の鐵道に私するも非ず慮心平氣、人に開ひ自ら學んで東西の鐵道と對比し、日本の鐵道の米風たり英風するに痛痒なきとして歸する所は日本國の文明のため利益の爲成る可き少くは鐵道を失ひて以て多くの便益を求めんとするに外ならず例へば日常の買物もても品物に繋りなくして値段のみ高下もあらば離れ人もその難さなりと撰むべく又價段に差違え無ければ品物に優劣のありとせば亦離れ人も物の優なる方に就く自然の勢にてその取捨選擇より何の遠慮會釋も入らぬ等なり故に日本國が今日、文明の器具たる鐵道を買はんにも先立つもの品物と價段の關係なきは荷も價の廉よして物の優なる鐵道ならば英と云はず米と云はず佛なり獨り將た白耳義なり我輩は決まてその國情を爲すを悦ばず唯計算上、割合の長き方に附くを志すのみ

(未完)

官報

○文部省令第四號 北海道廳 府縣 學務課長及府縣立學校長ノ變更聽選ノ節ハ其姓名官等 俸給履歷ヲ具シ開申スヘシ

明治十九年三月二十五日 文部大臣 森 有禮

○通貨ノ專條(前號ノ續) 右布告ニ所謂通貨規則ハ明治三年庚午十一月ヲ以テ 其ノ草案既ニ假定セラレタリト雖該規則ノ制定上ニ 就キテハ各外國公使ト商議ヲ要スル條件アリ(慶應

雜報

二年丙寅五月十三日即チ千八百六十六年六月二十五日ノ條約ニ由リテ)是ヲ以テ我カ大臣屢々憤慨ニ 出張シテ外國公使ト會議ヲ開キ反復討論數回ノ劇正 ナ經其ノ翌年辛未四月ニ至リテ始メテ確定セラレ、 特得テ今日ヨリ之ヲ見レバ是等ノ規則ハ歐米各國 普通通商ノ者ニテ別ニ其ノ草定ノ辛苦ヲ覺ユルナリト 雖試ニ當時ニ在テ之カ情勢ヲ察スレバ此ノ一節ノ 規則モ亦實ニ當時當局者カ許多ノ苦心ヲ經テ始テ 成レシ者ナルコトヲ知ルヘキナリ

此ノ時ニ當リテ內國人民未嘗貨改正新鑄ノ朝旨ヲ辨 セサル者多ク其ノ甚シキニ至リテハ新貨ノ形狀及其 ノ價大ニ從前ノ貨幣ニ異ナルヲ怪シテ疑心ヲ挾ム 者比々之アリ故ニ政府ハ此等ノ疑心ヲ水解散セシメ、 カ爲ニ懇々新貨發行ノ旨及次第ヲ開陳シテ弘ク之 ヲ諭告セリ其ノ諭告(後日稱シテ新貨條例ト謂フ者 是ナリ)左ノ如シ

皇國在古より他邦貿易の事少く貨幣之制度い丈 今精密ならず其品類各種にして其價位も亦一定セ ず其概略を舉ぐれば之慶長金あり享保金あり文字 金あり一分銀あり一厘銀あり當百兩あり大小數種の 銅鐵のり其他一時通用の貨幣は枚舉に違あり其 其一部に通用他方に流通せざるものありか、其 品類區々あて方圓大小其價と異にして混合難敷其 質と同一せず抑貨幣の眼目たる量目と性合とに至 りては殆んど辨知せべからず新舊互に雜用し品位 自ら低下し其間或は贗造の弊ありて竟に今日の甚 しに到致せり偶々良性の貨幣は徒に富家庫中 の寶物となり或は外國へ輸出せざるも亦少からず 遂に諸品換用の能力を失ひ日用便利の道を塞ぎ流 通の公益殆んど絶へんとするに至る實に天下 一般の公憤に堪へざるの痛切なるに之より大なるもの ありし今其緣由を尋ねざるも全く一定の價位あり して善惡良否を雜用せるの舊弊より生ずる事あり 方今貿易の道益々盛むる時に當りて舊弊を改め精 良の新製と設計せんば何と云へば流通の道を開き富 國の基と立んや是政府の責任に於て然る燃眉の急 務たり故に去る明治元辰庚辰の年より早くの功を 起し莫大の經營と厥と大坂に於て新に造幣寮 を設置壯大なる器械を備へ廣く宇内各貨幣の 眞理を察知し金銀の性質量目より割合の差等鑄造 の方法に至るまで詳かき普通通商の制と比較量し以 て精密に通用貨幣と鑄造し在來の貨幣を加へて一 般に流通をせんとするの都合を練り既ニ開業の 儀典と完了せりされども前より言へるごとく區々各 種の貨幣多きを以て現行諸品の價値と錯亂し萬民の 迷惑となしとなれを漸々新貨を交換して在來の通貨 是悉く改鑄し都て品類を一定せしむるに之の御慮意 あり且貨幣は天下萬民に通用するの主旨に基き地金 を持參して引換を望むものへは速かき改鑄して通用 貨幣とすべしされども今人々古來の舊習を襲ひ 重代の寶物とせる古金銀の類も數年を以てして全 く地金一様のものとなるべければ早々交換流通去 して貨幣の眞理と失ひざる様注意すべき事肝要あり 斯く新たに造幣寮と設けしも偏に萬民の保護を任 せるの職分と蓋その外他あるあらずれば萬民亦 能く此理と會得し各其の務と勉勵して天職の職を つくとすべし仍て今後其次第と揭示し併せて新貨 幣の眞形と鑄し其量目品位と添へ且地金引換へ の規則等詳細に附録普く國內に頒布諭告せらるる 也

明治四年辛未五月

(以上二年本年三月二十五日官報)

雜報

○生糸賣價原因及景況(昨日の續) 此頃伊國ノ投機會社ハ里昂市場ノ生糸仲次人ヲシテ伊 糸二等物十五中ヲ五法見當ニテ五千基ノ買入レヲ爲 ンテ索人市況ノ弱氣ナラザルニシテ買入レナカリシ之ニ 由テ索人市況ノ弱氣ナラザルニシテ買入レナカリシ之ニ 未ダ新ニ買入レテ爲キズ唯其久カク生糸ヲ消費セシメ 生糸ノ純良絹織物ノ流行回復スベキ景況ナルトコ